

論点等説明シート

事業名

都道府県がん対策推進事業

予算の状況
(単位:百万円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
予算額(補正後)	782	1,085	1,085	1,077	
執行額	521	631	566		
執行率	67%	58%	52%		

事業についての論点等

(事業の概要)

「がん対策基本法」(平成18年法律第98号)及び「がん対策推進基本計画」(平成24年6月閣議決定)を踏まえ、都道府県ごとに策定された「都道府県がん対策推進計画」に基づき、各都道府県が地域の実情を反映させた各種施策を実施する際に必要な経費を補助する(補助率1/2)。

【補助対象事業】

- ①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業
- ②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業
- ③効果的ながん情報の提供に資する事業
- ④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業
- ⑤がん登録の推進に資する事業
- ⑥がん検診の受診促進や受診率向上に資する事業

なお、がん登録の推進に資する事業は第一号法定受託事務(※)であり、「がん登録等の推進に関する法律」(平成25年法律第111号)において、国は、その費用の2分の1を補助することとされている。

※法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。

(論点)

①事業ごとの予算額と執行額に乖離があることから、実態を踏まえた適正な予算規模に見直すとともに、執行状況を踏まえ、各事業の見直しや廃止を検討するべきではないか。

②本補助金は、地域の実情を踏まえ都道府県の取組を幅広く支援するものとなっているが、国庫補助金としてより高い政策効果を実現する観点から、補助対象事業を具体的に規定し、国として政策誘導すべき事業に重点化を図るべきではないか。

【参考】平成28年度の事業別執行実績

事業内容	予算額 (千円)	執行額 (千円)	執行率 (%)	実施都道府県数
①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業	112,894	12,792	11	17
②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業	65,542	174,082	266	33
③効果的ながん情報の提供に資する事業	12,760	64,769	508	25
④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業	252,296	67,597	27	24
⑤がん登録の推進に資する事業	617,439	109,898	18	45
⑥がん検診の受診促進や受診率向上等に資する事業	23,712	137,242	579	38
合計	1,084,643	566,380	52	—